

下関市教育委員会
議案第1号

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和8年1月23日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例
下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

令和8年第1回定例市議会に議案として提出するため。

別紙

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
<u>下関市立本村小学校</u>	<u>下関市彦島本村町三丁目16番1号</u>	<u>下関市立玄洋小学校</u>	<u>下関市彦島本村町二丁目8番1号</u>
<u>下関市立西山小学校</u>	<u>下関市彦島迫町五丁目13番21号</u>		
略	略	略	略

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。